



通 達

総 15010056

平成 27 年 1 月 22 日

取締役 人事部長 北島 昭夫

【人事】

櫻庭 智美：平成 27 年 1 月 21 日を以て、システム営業部 事務職に転籍とします。

松山 恵子：就業規則第 4 条 1 項（本人都合）により、平成 27 年 1 月 22 日を以て採用を取り消します。

【配属】

辻 稔生：平成 27 年 2 月 2 日を以て、みずほ銀行 Fujitsu チーム配属とします。
((株)夢香 BP)

田山 由理：平成 27 年 2 月 2 日を以て、みずほ銀行 Fujitsu チーム配属とします。
((株)ビジネストータルマネジメント BP)

【資格報奨】

矢澤 達也：ネットワークスペシャリスト試験 合格につき 金一封の報奨とします。

【社宅規定】

平成 27 年 4 月 1 日を以て「社宅規定」を当社就業規則に追加します。但し、早期就業の新人をお迎えしてもおりますので、別添（HP にアップ）の「社宅運用規定」を暫定的に制定し、同日までに正式制定をする予定です。

尚、社宅に入る方と当社との契約は「社宅居住契約書」を締結して頂きますので、本件も平成 27 年 4 月 1 日に正式制定を前提に、別添（HP にアップ）の契約サンプルを掲載します。

【定例会】

下記の通り定例会を開催しますので、各位にて事前に現場業務のスケジュール調整をし、全員参加して下さい。また、遅刻もしないようにして下さい。

日時：平成 27 年 2 月 24 日（火）18：00～20：00

場所：港区商工会館 研修室（東京産業貿易会館 6F）

URL <https://minato-shoukou.jp/access> 03-3433-0862

- 議題：
- ①平成 27 年 1 月末の経営状況
 - ②第 3 四半期の経営方針
 - ③総務からの連絡

【ビジネス・マナー研修】

次回開催のビジネス・マナー研修は平成 27 年 3 月 28 日（土）9：00～18：00 です。場所は港区商工会館 研修室（東京産業貿易会館 6F）会議室です。

以上

社宅運用規定

第1条（目的）

本規定は、福利厚生の一環として特定の従業員に対し、会社が提供する社宅の運用に関する規定を定めたものである。

第2条（社宅入居者の選択基準）

原則として新卒採用者を対象とし、社宅入居を希望する者の中から会社が入居者を決定する。その際の選択基準として、奨学金返済中の者、初任給が低額の者を優先することとする。

第3条（社宅入居の期限）

原則として2年間とする。

第4条（社宅物件の選択）

会社は、社宅に入居する従業員（以下「入居者」という）が、探してきた物件を社宅として承認することとする。

2. 社宅物件の賃貸借契約は、会社が当社法人名で行い、契約時に発生する初期費用は会社が一括して支払う。入居者は、当該賃貸借契約の連帯保証人となる。

第5条（入居の手続き）

社宅入居が決まった者は正式に会社に社宅入居の手続を行うこととする。その際に、当該物件の敷金相当額を会社に預け入れる。

第6条（社宅費の支払い）

社宅入居者が負担する当月分社宅費は、会社が毎月給与から天引きして徴収する。

2. 乙が負担すべき社宅費は、会社と賃貸人との賃貸借契約に定める家賃と管理費（共益費）から2万円（会社の負担分）を減じた額とする。

3. 会社と賃貸人との契約締結日から入居者の入居前日までの社宅費の徴収は全額免除する。入居が月の途中からの場合には、当該月の日数により入居者と会社の負担分の各々について日割り計算により按分した額を天引き徴収する。

4. 入居者の入社日により、最初の給料で社宅費の天引きが出来ない場合には、翌月の給料から前月分の天引きすべき金額を当該月の天引き額に加算した金額を天引き徴収する。

第7条（入居者個人の負担）

入居者は、水道光熱費および町内会費を負担しなければならない。また、社宅入居期間中の室内備品等の破損、事故等の対応は、入居者の費用負担で入居者本人が行う。

第8条（同居人）

原則として、単身で入居するものとする。但し、以下の者について、会社が承認した場合に限り同居できるものとする。

- (1) 配偶者。
- (2) 子。
- (3) 本人および配偶者の親。

第9条（禁止事項）

入居者は、以下のことをしてはならない。

- (1) 会社の承認を受けていない者を同居させること。
- (2) 社宅を居住以外の目的に使用すること。
- (3) 入居物件に大規模な改修等を行うこと。
- (4) 入居物件の使用規則等への違反行為を行うこと。
- (5) 近隣住民への迷惑行為を行うこと。

2. 入居者が前項の禁止行為を行った場合、会社はその行為を改めるように警告を行う。その警告に対し、入居者の改善がみられない場合には会社は1週間の期限を定めて退去命令を発することができる。

第10条（退去）

以下のとき、入居者は現状に復帰させて退去するものとする。

- (1) 社宅提供期間満了のとき。
- (2) 自己都合により、2ヶ月前に会社へ文書により退去通知したとき。
- (3) 試用期間を終え、本採用となることができなかつたとき。
- (4) 会社を懲戒解雇されたとき。
- (5) 自己都合により退職したとき
- (6) 会社都合により退職したとき。
- (7) 前条により退去命令をされたとき。

第11条（社宅の継続使用）

社宅退去後も当該物件に継続して居住を希望する場合は、退去の2ヶ月前までに、会社へ文書で通知しなければならない。但し、前条(2)(4)(7)の事由による退去の場合は、継続使用を認めない。

2. 会社は、当該物件所有者に個人契約に移行する旨を伝え、新たな契約等その手続きに協力する。入居者は当該物件所有者と新たに個人で賃貸借契約を結ぶこととする。

第12条（敷金の返却）

社宅退去を完了した後、入居者が会社に預け入れた敷金相当額から、当該物件の現状復帰費用を差し引いた金額を入居者本人へ返却する。逆に現状復帰費用に不足する場合は、その差額を入居者本人から徴収する。

2. 第9条(4)(5)(6)(7)により退去する場合は、原状復帰費用に加え、会社が賃貸人に支払った前家賃と同額を預け入れた敷金相当額から徴収し、不足する場合には追加徴収する。

付 費用

1. この規則は平成27年1月16日から実施する。
2. この規則を改定する場合には、従業員代表の意見を聴いてから行う。

社宅居住契約書

株式会社ヘルメスシステムズ（以下「甲」という）と甲の従業員××（以下「乙」という）は、甲が社宅として賃貸人（以下「丙」という）と賃貸借契約を結んだ物件に入居するに当たり、諸事項を定めるため、以下のとおり社宅居住契約（以下、「本契約」という）を締結する。

第1条 提供する社宅物件

社宅として提供する物件は、以下の物件とする。

第2条 社宅入居の期限

原則として2年間とする。

第3条 敷金相当額の預け入れ

乙は当該社宅に入居するに当たり、甲が丙に支払った敷金に相当する金額を甲に預け入れる。

第4条 社宅費の支払い

甲は乙が負担すべき当月分社宅費を乙の毎月の給与から天引き徴収する。

2. 乙が負担すべき社宅費は、甲と丙の賃貸借契約に定める家賃と管理費（共益費）から2万円（甲の負担分）を減じた額とする。
3. 甲と丙の契約締結日から乙の入居する前日までの社宅費の徴収は全額免除する。乙の入居が月の途中の場合には、当該月の日数により甲および乙の負担分の各々について日割り計算により按分した額を天引き徴収する。
4. 乙の入社日により、最初の給与で社宅費の天引きが出来ない場合には、翌月の給与から前月分の天引きすべき金額を当該月の天引き額に加算した金額を天引き徴収する。

第5条 入居者の個人負担

乙は、水道光熱費及び町内会費を負担しなければならない。また、入居中期間中の室内備品等の破損、事故等の対応は乙の費用負担で乙が行う。

第6条 同居人

原則として、単身で入居するものとする。但し、以下の者について、甲が承認した場合に限り同居できるものとする。

- (1) 配偶者。
- (2) 子。
- (3) 本人および配偶者の親。

第7条 禁止事項

乙は、以下のことをしてはならない。

- (1) 甲承認を受けていない者を同居させること。
- (2) 社宅を居住以外の目的に使用すること。
- (3) 入居物件に大規模な改修等を行うこと。

- (4) 入居物件の使用規則等への違反行為を行うこと。
 - (5) 近隣住民への迷惑行為を行うこと。
2. 乙が前項の禁止行為を行った場合、甲はその行為を改めるように警告を行う。その警告に対し乙の改善がみられない場合、甲は1週間の期限を定めて退去命令を発することができる。

第9条 退去

- 以下のとき、乙は現状に復帰させて退去するものとする。
- (1) 社宅提供期間満了のとき。
 - (2) 自己都合により、2ヶ月前に甲に文書により退去通知したとき。
 - (3) 試用期間を終え、本採用となることができなかつたとき。
 - (4) 会社を懲戒解雇されたとき。
 - (5) 自己都合により退職したとき。
 - (6) 会社都合により退職したとき。
 - (7) 前条により退去命令を受けたとき。

第10条 社宅の継続使用

社宅提供期間満了後も当該物件に継続して居住を希望する場合には、社宅提供期間満了の2ヶ月前までに甲へ文書で通知しなければならない。但し、前条(2)(4)(7)の事由による場合は、継続使用を認めない。

2. 甲は丙に当該物件の賃借契約が居住者による個人契約に移行する旨を伝え、新たな契約等その手続きに協力する。乙は丙と新たに個人で賃貸借契約を結ぶこととする。

第12条 敷金相当額の返却

乙が社宅退去を完了した後、乙が甲に預け入れた敷金相当額から、当該物件の現状復帰費用を差引いた金額を甲より乙に変換する。逆に現状復帰費用に不足する場合は、その差額を乙より徴収する。

2. 第9条(4)(5)(6)(7)により退去する場合は、現状復帰費用に加え、甲が丙に支払った前家賃と同額を預け入れた敷金相当額から徴収し、不足する場合には追加徴収する。

上記約定の証として本書を式通作成し、各当事者それぞれ壱通を保持する。

平成27年3月21日

甲：東京都大田区山王三丁目27番6号
株式会社ヘルメスシステムズ
代表取締役 大中勝博

乙：